


Ver 1.2

## オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	坂口合名鳥取奥日野森林管理プロジェクト
プロジェクト 代表事業者名	坂口合名会社 代表社員社長 坂口 清太郎



提出日 2011 年 12 月 22 日

受理日 2011 年 12 月 22 日

最終版提出日 2012 年 2 月 9 日

A: 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	坂口合名会社		
住所	鳥取県米子市尾高町66番地		
代表者氏名	代表社員社長 坂口清太郎	担当者氏名	森畑 匠
担当者所属	林業部	担当者役職	次長
担当者 E-mail	sgoumei@muse.ocn.ne.jp	担当者電話番号	0859-21-8800
プロジェクトでの役割	森林所有者、森林管理者、プロジェクト事業者		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	有限会社サングリーン		
住所	鳥取県米子市尾高町66番地		
代表者氏名	代表取締役 坂口清太郎	担当者氏名	森畑 匠
担当者所属		担当者役職	次長
担当者 E-mail	sgreen@voice.ocn.ne.jp	担当者電話番号	0859-21-8800
プロジェクトでの役割	間伐作業委託先		
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)			
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	坂口合名会社		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	未開設		
ダブルカウントの防止の措置※7			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: _____ 坂口合名会社 _____		

<p>ダブルカウントの防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</li> </ul> <p>以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p>当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</li> </ul> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要があります。</p>
-----------------------	---

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: \_\_\_\_\_

➤ 出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

- 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

- 公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VÉR)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VÉR)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7:オフセット・クレジット(J-VÉR)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B:プロジェクト活動の概要①	
B.1 プロジェクト活動	項目
	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】 坂口合名会社は半世紀以上に渡り、社有地においてスギ・ヒノキを中心に植栽し、下刈を行い、除間伐を続け林業を営んできました。しかしながら、昭和 55 年をピークに材価は下がり続け、大変厳しい経営環境下に現在おかれています。 本プロジェクトの目的は、今後も間伐を中心の施業を行い、CO<sub>2</sub> の吸収に貢献できる森林施業を行っていくこと、また、そのために CO<sub>2</sub> 吸収量をクレジット化・販売することにより、森林整備に再投資を行い、更なる森林整備を推進することです。</p> <p>【内容】 本プロジェクトの内容は、所有森林において、列状、および定性間伐を実施し、CO<sub>2</sub> の吸収量を増大させることです。</p>

B.1.2 プロジェクト実施前の状況

〔森林の現況(森林タイプ(人工林、天然林の区別等)及び樹種別の面積が含まれていること)〕

坂口合名会社、日野町・江府町・南部町山林について森林現況は以下の通りである。

**社有林全体**

**別紙**

**プロジェクト実施前対象地**

面積	人工		天然	総計
齢級	スギ	ヒノキ	スギ	
4	0.26	0.86		1.12
5	0.20	1.47		1.67
6	2.21	2.7		4.68
7	1.69	19.72		21.41
8	6.54	21.76		28.30
9	4.28	5.83		10.11
10	3.30	1.58		4.88
16		1.00		1.30
総計	18.48	54.69		73.17

蓄積	人工		天然	総計
齢級	スギ	ヒノキ	スギ	
4	57.64	111.97		169.61
5	64.06	339.33		403.39
6	884.93	694.50		1579.43
7	722.43	6230.18		6952.61
8	3441.75	7613.00		11054.75
9	2538.76	2436.90		4975.66
10	2141.08	773.76		2914.84
16		514.62		514.62
総計	9850.65	18714.26		28564.91



























- 36 鳥取県日野郡江府町下安井寺谷下長塔 1020 1021 1023
- 37 鳥取県日野郡江府町下安井下小三谷南平 914
- 38 鳥取県日野郡江府町下安井下小三谷北平 917
- 39 鳥取県日野郡江府町下安井カヅチ夏日 933 934
- 40 鳥取県日野郡江府町武庫奥高谷山 1978-1.2.3
- 41 鳥取県日野郡日野町小原小原山 617
- 42 鳥取県日野郡日野町小原小原山 617
- 43 鳥取県日野郡日野町高尾井手ノ谷 254
- 44 鳥取県日野郡日野町高尾井手ノ谷 254
- 45 鳥取県日野郡日野町小原大矢戸原 579
- 46 鳥取県日野郡日野町小原大矢戸原 579
- 47 鳥取県日野郡日野町福長久谷山 463
- 48 鳥取県日野郡日野町福長久谷山 463
- 49 鳥取県日野郡日野町小原山神谷 291-1 292 294-4
- 50 鳥取県日野郡日野町小原山神谷 291-1 292 294-4
- 51 鳥取県日野郡日野町小原山神谷 291-1 292 294-4
- 52 鳥取県日野郡日野町高尾家ノ上エ 1882
- 53 鳥取県日野郡日野町高尾家ノ上エ 1882
- 54 鳥取県日野郡江府町武庫奥高谷山 1978-1.2.3
- 55 鳥取県日野郡江府町武庫奥高谷山 1978-1.2.3
- 56 鳥取県日野郡江府町武庫奥高谷山 1978-1.2.3

別紙 (位置図)

